

# 市営住宅入居申し込みについて

出雲市建築住宅課

出雲市は、市営住宅（公営住宅、山村住宅、特定公共賃貸住宅）及び定住促進住宅などを管理しています。それぞれ、入居資格や家賃などに違いがあります。

## 1. 入居申し込みの基準

申し込みをされるときに、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ① 原則同居親族がある世帯であること。（平田地域、大社地域、多伎地域及び佐田地域所在の公営住宅並びに特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅は単身での申し込みも可能です。）

[次の場合は、地域に限らず単身で公営住宅への申し込みも可能です。]

- ・60歳以上の人
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- ・身体障害者手帳等の交付を受けた人
- ・配偶者暴力防止等法（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定するDV被害者 など

- ② 条例で定める次の収入基準を満たすこと。

[収入基準]

公 営 住 宅	一 般 世 帯	月収が15万8千円以下であること。
	高齢者世帯、障がい者世帯 中学生以下の子のいる世帯など	月収が21万4千円以下であること。
特定公共賃貸住宅	世帯の月収が15万8千円以上48万7千円以下であること。 [次の場合は、月収が15万8千円未満でも申し込みが可能です。] a. 40歳未満で、家族に18歳未満の人や60歳以上の人、障がい者の人がいる世帯 b. 40歳未満で障がい者である単身者	
山 村 住 宅	収入の基準はありません。	
定 住 促 進 住 宅	家賃の月額4倍以上の収入、又は家賃の月額30倍の貯蓄がある方。	

- ③ 市税及び国民健康保険料を滞納していないこと。  
④ 家族全員が暴力団員でないこと。

## 2. 収入（世帯月収）の計算のしかた

- ① 一緒に入居しようとする家族全員の年間所得を合計します。（所得は、基本給などの粗収入ではありません。会社等にお勤めの方は、勤め先から受け取る源泉徴収票などで確認してください。）  
② 法律で定められた控除の額で、当てはまるものを①から差し引き、12か月で割ります。

$$\frac{\text{（家族の所得の額の合計）} - \text{控除の額の合計}}{12} = \text{法律上の月収}$$

[控除の額]

種 類	金額（1人あたり）	備 考
同 居 親 族 控 除	38万円	代表で申し込む人は、人数に加えない。
別 居 扶 養 親 族 控 除	38万円	
特 定 扶 養 親 族 控 除	25万円	16歳以上23歳未満かつ、所得が48万円以下の人。
老人控除対象配偶者控除	10万円	70歳以上の人
老人扶養親族控除	10万円	70歳以上の人
障 が い 者 控 除	27万円	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級などをお持ちの人
特 別 障 が い 者 控 除	40万円	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級などをお持ちの人
ひ と り 親 控 除	35万円まで	その人の所得を上限とする。
控 除 振 替	10万円	給与又は年金等の収入がある人。ただし、本人の所得金額が上限。

※ 住民税で控除の対象になっていることが条件のものもあります。

## 3. 申し込みのしかた

島根県住宅供給公社出雲住宅管理事務所に備え付けてある入居申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて、島根県住宅供給公社出雲住宅管理事務所へ提出してください。

### 〔必要な書類〕

- ① 家族全員の住民票の謄本（マイナンバーの記載が無いもので、発行から3か月以内のもの）
- ② 市税を滞納していないことを証する書類
- ③ 国民健康保険料を滞納していないことを確認するための申立書兼同意書
- ④ 所得課税証明書  
無職で所得の無い人の分（18歳未満で就学中により所得のない者は除く。）も必要です。1月から5月までに申し込みをするときは、所得課税証明書のほか、前年の源泉徴収票または確定申告書の写しが必要です。  
お勤めを変わられたり退職されたりしたときには、別の書類（給与支払（予定）証明書、離職票等）が必要な場合もありますのでおたずねください。
- ⑤ 公営住宅を希望の方で、優先入居対象者について、申込書裏面の書類が必要です。
- ⑥ その他  
収入の控除を証明するための書類（障害者手帳の写しなど）や婚約証明書などが必要な場合もありますのでおたずねください。

## 4. 入居者の選考について

- (1) 入居者の選考については、公開抽選により行います。
- (2) 申込受付の際に、抽選順を決める抽選を行い、抽選はその順に申込者（委任を受けた代理者を含む。）がくじを引くこととなります。  
また、優先入居対象者については、2回くじを引くことができます。なお、抽選会に欠席の場合、今回の入居申込みに関する一切の権利は消滅したものとして取扱います。  
※コロナウイルス感染予防として、現在はすべての抽選を公社職員による代理抽選で行っています。
- (3) 申込者全員がくじを引いた後、くじの小さな番号を引いた申込者から順に、入居者を決定します。  
また、当該入居決定者以外の人について、住宅ごとに最高3名まで入居補欠者として順位を決めます。ただし、補欠者は入居決定者が入居の手続きを完了したときにその資格を失います。

## 5. 入居の決定から入居の手続き

- 入居される際には、再度、入居資格を審査したうえで入居の決定を行います。
- 入居が決定した人は、入居決定の日（抽選日）から10日以内に、市営住宅使用請書に下記の書類を添えて島根県住宅供給公社出雲住宅管理事務所へ提出してください。敷金として家賃の3か月分を納めていただきます。
- 定住促進住宅に入居するときは連帯保証人（同居予定者以外で収入基準を満たす親族1人）が必要です。以下の書類を市営住宅使用請書に添えてください。
- ① 本人及び連帯保証人の印鑑証明書
  - ② 連帯保証人の所得証明書等（収入基準を満たさない場合は金融機関の残高証明）
- また、緊急時に連絡が取れる緊急連絡人が公営住宅・特定公共賃貸住宅・山村住宅は2人、定住促進住宅は1人必要です。
- 入居決定の日から10日以内に、手続きを済ませ入居していただくこととなります。

## 6. 市営住宅に入居したら

- 市営住宅は、入居後も、民間のアパートとは違い、いろいろな手続きや届け出が必要なことがあります。また、同じ敷地にたくさんの世帯が集まって生活する場でもあります。
- 市営住宅に入居の際にお渡しする「市営住宅入居のしおり」に書いてあるきまりを守り、快適な生活を送っていただきますようお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

島根県住宅供給公社 出雲住宅管理事務所  
〒693-0011 出雲市大津町1139番地（出雲合同庁舎1階）  
TEL(0853)23-1591